

栄木不動産事件上告審判決

最高裁・二小・平成20・1・28判決、平成17年
(受)第1372号損害賠償請求事件、一部破棄自
判、一部棄却。裁判集民事搭載予定。
(判例時報1997号143頁)

武 久 征 治

一 事 実

1. 判示事項

銀行取締役が担保の提供を受けて追加融資を決定するに際しては、融資相手会社が健全な取引相手とはいえない場合には、時間的制約があっても、客観的な判断資料に基づく慎重な検討が必要である。

2. 事実の経緯

北海道拓殖銀行（A）・千葉支店（B）は1989年に訴外（C）の紹介で栄木不動産株式会社（D）と取引を開始した。90年初頭よりCはほぼ連日、D振出の小切手をBに持ち込んだ。これらの当日他券過振り小切手はDの支払可能残高を超えて振出されていたが、Bの副支店長はこれらの小切手を交換に回す前にCの口座に入金・払戻す処理を行った。Cはこの払戻金をDの口座に送金し、この送金分がD振出でCによる前日持込みの小切手の決済に充てられた。このような過振り処理の結果、AはDに過振り支払金額分を貸付けていたことになった。CとDは、この過振り金の一部を仕手戦の株式購入資金に当てており、過振り金合計は90年2月21日時点で48億4000万円となっていた。

Aの取締役ら（Yら）は同年2月21日にこの過振りを知り、Dに返済を迫った。Dはこの債務を認めたが、D所有の不動産（12件）を担保として提供する代わりに20億円の追加融資を要請し、この融資がなされなければ担保提供もしないとした。同年4月26日、Yらは投融資会議をもち、不動産鑑定士（E）に

依頼した当該不動産の鑑定価格（電話で155億円との連絡を受ける）の報告を、これを受けたYらのうちの一人が行った。この会議で、過振り処理分48億4000万円はAからDへの手形貸付けの方法をとることにして、20億円の追加融資に応じることを全員一致で決定した。融資は数日に分けて実行された。しかし、その後、本件手形貸付けの返済は行われず、追加融資分（20億円）の一部は担保実行で回収されたが、12億6816万4671円が回収できなかった。

Aは1997年に経営破綻に陥り、98年に整理回収機構（X）が債権譲渡を受けた。そこで、Xは、Yらを相手とし、手形貸付けに変更された過振り処理分に加え、追加融資未回収分につき、忠実義務・善管注意義務違反があったとして損害賠償を求める訴を提起した。

第1審¹⁾は、過振り処理分についてはYらによる損害拡大はないとして賠償責任を棄却したが、追加融資分については、担保評価に際して忠実義務・善管注意義務違反があるとして賠償責任を認めた。そこでYは、敗訴部分である追加融資分について控訴した。

原審²⁾は、Eによる不動産評価につき「正確性には欠けるものの、時間的制約等に照らすと評価方法が杜撰であったとはいえない」との理由で、Yらの忠実義務・善管注意義務違反はないとし、X、敗訴。

そこでXは、1審における敗訴部分（過振り処理分）と原審による敗訴部分（追加融資部分）について上告した。

二 判決要旨（一部棄却、一部破棄・自判）

本判決は、過振り処理分については棄却し、追加融資部分については破棄・自判した。本稿では、後者についてのみ検討する。

本判決は、一般論として、Dが過振り処理によって得た資金を仕手戦に費消していること、近日中に不渡りを出す状況にあったことに着目し、Dをして「健全な貸付先とは認められない」とし、かかるDへの追加融資は原則としては受け入れてはならないとする。その上で例外論として、仮にDに追加融資をなす場合には、D提供の物件が確実な担保余力を有する可否かを「客観的な判断資料に基づき慎重に検討」することが重要である、とする。

上記を踏まえて、物件の担保価値判断に焦点を当て、次のように述べる。

「ところが、本件会議の席上で示された本件不動産の担保評価に関する判断資料としては、Eによる評価額が約155億円であり、D自身による評価額が200億円であるとの口頭の報告があったにすぎない。しかもEによる評価額は、地上げ途上の物件も含めて全てを更地として評価した場合の本件不動産の時価であって、およそ実態とかけ離れたものであり、またD自身による評価についても、根拠ないし裏付けとなる事実が示された形跡はうかがわれない。それにもかかわらず、Yらは、他に客観的な資料等を一切検討することなく、安易に本件不動産が本件追加融資の担保として確実な担保余力を有すると判断したものである。そして前記認定事実によれば、本件追加融資の決定からわずか5カ月後には、本件不動産の実効担保価格は約18億円～22億円程度に過ぎなかったというのであり、この間、本件不動産について本件追加融資決定時には通常予測できないような価格の下落があったこともうかがわれないので、本件追加融資決定時において、本件不動産は本件追加融資の担保として確実な担保余力を有することが見込まれる状態にはなかったというべきである。(…中略…)

そうすると、Dに対し本件不動産を担保とすることを条件に本件追加融資を行うことを決定したYらの判断は、本件過振りが判明してから短期間のうちにその対処方針及び本件追加融資に応じるか否かを決定しなければならないという時間的制約があったことを考慮しても、著しく不合理なものといわざるを得ず、Yらには取締役としての忠実義務・善管注意義務違反があったというべきである。」

三 研 究

1. 本判決の構成・論点

(1) 本判決の構成

本判決は、取締役の融資判断における忠実義務・善管注意義務（以下、「注意義務」と略する）に係わる原審判決を破棄・自判した部分につき、次のように構成している。

まず、D会社を全般的に評価して「健全な貸付先とはいえない」とし、かか

るDへの追加融資は原則として拒絶すべきであるとする。その上で、かかるDに追加融資する例外的な場合には、提供された担保に確実な担保余力があることを「客観的な資料に基づいて慎重に検討すべきである」とし、「厳格な注意義務」による審査・判断が必要であるとする。

次に、上記の「客観的な資料に基づく慎重な検討」は、たとえ時間的制約があったとしてもなおされるべきものとし、EとDによる担保評価の方法・過程を具体的に判断している。

上記に見られる本判決の構成上の特徴は、銀行取締役の融資判断における注意義務が他の事業会社比しより厳格な注意義務であることを「一般論」として示すのではなく、融資回収に危険性を示す事情がある「例外的な場合」に限って「厳格な注意義務」を適用するところにある。

(2) 本判決の論点

本判決の構成を上記のように理解すると、次の2つの論点が出てくる。

まず第1の論点は、銀行等金融機関（以下、「銀行」と略する）の取締役が融資決済に際して行うべき注意義務はいかなる「程度」が要求されるべきかという点である。すなわち、銀行取締役は銀行の業種的な特質である「公共性」等によって、他の事業会社比し、一層厳格な注意義務が課されると解すべきか。そして、このことが肯定されるとしても、この「厳格な注意義務」が適用されるのは、融資相手が「健全な取引先ではない」等の融資回収に危険性を示す事情がある場合に限られるのか、さもなくばこれらの事情に関係なく一般的に適用されるべきか、という点である。

委任規定（会社法330条）や忠実義務規定（会社法335条）に基づく会社役員の注意義務は、経営上の判断が「不確かかつ流動的で複雑多様な諸要素を対象とした総合的判断であるからその裁量の幅は広い」³⁾として、経営判断の原則や信頼の原則などの採用による注意義務緩和の傾向にあったといえる。これに対しては、バブル期の融資がその崩壊後に回収不能となった事案につき提起された多数の訴訟をめぐって、銀行取締役の注意義務を、業種の公共性等に依拠して、他の事業会社より厳しく解すべしとする学説や判例が示されてきた。このような中であって本判決は、銀行取締役に、融資回収に危険性を及ぼす事情がある場合には、融資決済過程において、「時間的な制約」をも排除した「客

観的な判断資料に基づく慎重な検討」を義務づけた。かかる本判決の構成は、学説や判例の流れの中にいかに位置づけられるか、またいかに評価されるかが課題となる。

第2の論点は、銀行取締役が融資判断等に際してなすべき注意義務の具体的な「内容・方法」である。本判決は、銀行取締役につき、融資回収に危険性を示す事情がある下での融資判断に際して「客観的な資料に基づく慎重な検討」が必要とし、これにそって、提供された不動産の担保余力評価の方法・過程を具体的に検討している。「厳格な注意義務」の内容、その実行方法の検討が課題となる。

2. 銀行取締役の注意義務の「程度」について

(1) 銀行取締役が融資等の判断に際して要する注意義務の「程度」は、他の事業会社に比し、同等と解すべきか、あるいはより厳格なものと解すべきか。さらに、厳格な注意義務と解するとしても、その適用範囲は、融資回収に危険性を示す事情がある特定の場合に限られるべきか、さもなくば広く一般的に適用されるべきか。

本判決は、融資決済に際してYらがなすべきであった担保評価の具体的な注意義務の前提として、過振り処理分の一部を仕手戦に用いたり、近日中に不渡りを出す状況にあったDをして「健全な貸付先ではなく」、かかる者への融資は原則として拒絶すべきであるとし、かかる事情の下での追加融資に当たっては、提供された担保につき確実な担保余力が見込まれることを「客観的な資料に基づいて慎重に検討」すべきであり、このことは「時間的制約」があったとしても免責事由とはならないとしている。

この法律構成は、本件第1審が示した論理を踏襲している。第1審は、Dが過振り事故によってAに巨額負債を負っていること、追加融資をなしても再び仕手戦に利用される可能性が高いこと、本来の営業による返済能力もなく倒産も予想されること等をもって、「このような会社への融資は通常ではあり得」ず、このような会社への融資に当たっては融資を回収しうるだけの「特別な事情」が必要であるとし、この「特別な事情」を担保余力の確実性にあるとして、提供不動産の鑑定・評価過程を詳細に検討し、Yらの注意義務違反を認めている。

原審は第1審と法律構成は同じくしながらも、担保評価につき、全国に散らばる不動産の実地調査その他の精密な検討は「時間的制約」がある下では困難であり、かかる状況下でのEの鑑定は杜撰であったとはいえ、また評価内容も不当に高額ではなかったとし、この評価に基づき担保余力があると判断したYらには注意義務違反はない、とする結論に至っている。

以上のように、本判決および本件第1審判決は、銀行取締役の融資判断に係わる注意義務を、融資回収に危険性を示す事情がある場合に限り、「厳格な注意義務」を課す構成を採っている。

(2) 上記のような、銀行取締役について本判決が示す、融資回収に危険性を示す事情の下での「厳格な注意義務」の適用という見解は、学説や判例の中でどのような位置にあるであろうか。

銀行役員の注意義務の程度については、従来、これを他の事業会社に比しとくには差異を設けない見解⁴⁾、会社の業種・規模等に応じた思慮・経験をもってなす注意義務を要求する見解⁵⁾があり、後者が通説・判例であった。

これに対し、近時有力な学説として、銀行取締役について他の事業会社に比し一層厳しい注意義務を求める見解がある。たとえば、前記の通説を踏まえつつ、銀行・金融機関の業種の特徴を公共性に見て、厳格な注意義務を求める見解がある⁶⁾。この見解は、銀行法1条にいう「公共性」理念からして、銀行は、経済的インフラとして国民的な経済の安全保障を公共財としての預金の安全確保によって実現することが期待されており、したがって業務執行上の判断に当たっては一般の事業会社の経営者に比し、リスク回避のための厳しい注意義務が求められ、そのためには「自らの財務の健全性確保をはかること」が重要であるとする⁷⁾。この他、金融システムや預金保険制度の枠組によってともすれば薄れがちなりリスク感覚を補完するために、銀行取締役にはその健全性・安全性を維持するための一層厳しい義務が課せられるとする見解⁸⁾、銀行法1条にいう公共性、同法7条の銀行取締役の兼業禁止、同23条の銀行株主の帳簿閲覧請求権の否定等を根拠として、預金者保護のための取締役の銀行健全性維持に向けられた厳格な注意義務の必要性を掲げる見解⁹⁾ 等がある。

他方、判例について見ると、平成9年の名古屋地判や平成15年札幌地判など、

金融機関であると否とを問わず取締役の経営判断に差異を認めず、広い裁量権を認めるものもある¹⁰⁾。これに対して、札幌地判平成16年3月26日¹¹⁾は、北海道拓殖銀行のソフィア株式会社への融資が回収不能となったので、同銀行の破綻によって債権譲渡を受けた整理回収機構が同銀行元取締役の融資判断に注意義務違反があったとして提訴した事案につき、銀行とその他の事業会社の取締役につき注意義務に「程度」の差異を認めた。判決は、銀行法1条1項から直ちに商法266条1項5項（現会社法423条1項）の法令・定款違反行為を導くことはできないが、銀行取締役は銀行法1条の「目的」に反しないように職務を遂行する義務があり、したがって取締役は、融資判断がその過程において重疊的に行われているような場合は各部署の判断に依拠して判断してもよいが、取締役の知識、経験等からして融資に躊躇を覚えるような「特段の事情」がある場合には、厳格な注意義務が課されるとしている¹²⁾。

なお、アメリカにおける状況については、岩原教授の詳細な論文がある。それによれば、たとえばニューヨーク州の判例では、金融機関の公共性を根拠にして、金融機関取締役の注意義務を一般事業会社に比して厳しく解し、経営判断の原則の適用を否定し、通常の過失による判断がなされている。これに対してアメリカの銀行界や実務家の見解は、両者の相違を認めない傾向にあるが、学説では、金融界の注意義務を厳しく解する見解が有力である¹³⁾。

(3) 検討

上記(2)において見たように、銀行取締役の融資・業務判断にかかわる注意義務の「程度」につき、学説、判例は共に、これを厳格に解する傾向にあるといえる。しかし、両者は、次の点で異なっている。

まず判例は、ニューヨークの判例やアメリカの学説までには至っておらず、一般論としてはなお経営判断の原則や信頼の原則の適用を認めつつ、融資回収などに危険性を示す「特段の事情」がある場合に限ってはそれらの原則の適用を排除し、「厳格な注意義務」を課するという構成である。本判決もまた、これらの先例の流れを汲み、かつ確認したものとして位置づけられる。

学説のうち、注意義務の程度を、業種の特質や規模などに応じて差異を設ける通説・多数説は、上記判例と同様な結論と並んで下記の近時の見解に至る要素をも持っているといえる。これに対して、銀行業務を銀行法やその他の金融

関係法から導かれる「公共性」によって特徴づける近時の見解は、「厳格な注意義務」を「特段の事情」がある場合以外にも広く業務判断全体に適用すべきとする「一般論」として構成する点で、判例と異なっている。

私見は、本判決と同様に、銀行取締役の経営判断については、「通常の場合」には他の事業会社と同程度の注意義務が適用され、そこにおいて判断を失敗に導く事情が発見された場合には「厳格な注意義務」による検討が要求されるべきであると考ええる。まず、「通常の場合」には、銀行業務に通じた取締役が、その有すべき思慮・知識と経験を駆使して諸判断をなすことで足りると考える。具体的には、まず、内部統制システム（商法348条3項4号、同362条4項6号）を整備しかつこれを十全に機能させること、続いて、このシステムを経由してきた資料とその分析・検討結果を自己の知識と経験によって確認する義務である。この過程では原則として経営判断の原則が適用されるが、内部統制システムが十全に機能しておれば、裁量幅は狭くならざるを得ないであろう。また信頼の原則も適用されるが、それは取締役が下部署の分析結果に無条件に依拠することではなく、取締役自身の知識・経験による確認作業が必要とされる。

続いて、上記の過程で「例外的な事情」が発見されれば、取締役は再度、資料の収集・分析、実地調査、専門家の鑑定や意見聴取などにより正確・精密な資料を得て判断すべきことになる。

なお、私見は、内部統制システムとくに融資適正化確保システムの整備とその十全な機能化が、「通常の場合」における取締役の注意義務として要請されることが重要であると考ええる。これによるときには、融資回収に危険を及ぼす例外的な事情の融資検討過程での発見とそれへの的確な対応も容易となり、このことがひいては、銀行業務の公共性理念の実現を進めることにもなる。

3. 銀行取締役の注意義務の具体的な「内容・方法」について

(1) 本判決は、追加融資に適さない会社への融資に際しては、確実な担保余力が見込まれるか否かを「客観的な判断資料に基づき慎重に検討する必要がある」として、担保評価に焦点を絞った「厳格な注意義務」を検討している。具体的には、Yらが融資会議において、地上げ途上の物件を更地として評価しおよそ実態とかけ離れた結果を算出しているEの鑑定、およびDによる根拠・裏付け

に乏しい結果を、E、Dからこの報告を受けたYらのうちの一人による口頭報告のみに依拠し、Y自身らによる客観的な資料等の検討もなく判断して担保余力があるとしたことは、たとえ時間的制約があったとしても、注意義務に違反するとした。

第一審も、通常であれば融資を拒絶すべきDに融資をなすには融資回収を確実にする「特別な事情」が必要として、これを担保余力に求め、D提供物件の評価手続きを厳格に検討している。ここでの審議状況は上記の本判決に示したとおりであるが、融資会議で口頭報告した取締役が、Eに対し、地上げ途上の土地を更地として評価することを依頼した事実も認定している。その上で、Yらがこの口頭報告のみで融資を承認し、自ら他の客観的資料を検討することもなかったこと等を指摘し、Yらの注意義務違反を認めている。

これに対して原審は、担保評価についてEの鑑定が正確性を欠くことは認めながらも、「時間的制約」のもとでは「杜撰とはいえない」として、Yらの注意義務違反を否定した。

(2) 融資判断に際して取締役がなす判断事項につき、名古屋地判平成9年1月20日¹⁴⁾は、担保割れ状態のもとでなした融資が倒産のため回収不能となった事案で、「通常の企業人として看過し難い過誤、欠落があるかどうかを、貸付けの条件、内容、返済計画、担保の有無、内容、借主の財産及び経営の状況等」に照らして判断すべしとし、取締役が融資判断過程における検討に際しこれらの事項にかかわる疑問を発見することは困難であったとして、注意義務違反はないとした。この判例につき、神崎教授は、上記の事項の判断過程を銀行実務にそって検討している。銀行の融資判断は、所轄店舗での協議・検討に始まり、それに続き本部の融資部での情報収集・分析、融資の有利性と危険性およびその内容と条件が検討され、そこで得られた情報が常務会に上げられ、ここではその情報の十分性、融資の内容や条件の適切性が審議されて決済されるという過程を経るが、常務会の審議で融資部の報告に問題とすべき事情が無いとされる場合には、その報告は融資業務に携わる者の基準に従って誠実になされたものと信頼することができるとする¹⁵⁾。これを敷衍すれば、銀行の内部統制システムを経由した情報が常務会に上げられた時点で、取締役は、融資部の判断が正確な情報・資料によっているか、融資内容は適切であるかを判断することに

なる。そしてかかる判断で、結果を失敗に導く疑問を発見できなかったとしても注意義務違反はない（信頼の原則）が、疑問を発見しながらそれを解明する調査もせずに融資を実行し、結果的に融資が回収できなかった場合には、信頼の原則の適用はなく注意義務違反となる、という見解と考えられる。

以上のように、内部統制システムの十全な機能の下での融資決済につき取締役の注意義務違反を否定する見解は、前記札幌地判平成16年3月26日（拓銀ソフィア事件）にも受け継がれていると見てよい。この判決は、銀行取締役の注意義務につき、銀行の公共性に鑑み一般の株式会社取締役より厳格な注意義務を負い、経営判断上の裁量幅も狭くなるとした上で、慎重かつ緻密で、実証的な討議・検討を重ねた上での融資判断が必要であるとする。この視点から、融資の重畳的な審査・検討手続き過程が採られていれば取締役は各部署の検討結果に依拠してもよいが、この過程において取締役が、期待される知識・経験等をもって判断すれば躊躇を覚える「特段の事情」がある場合には、取締役は、これを解決した上で融資決済を行わない限り、注意義務に違反するとする¹⁶⁾。

以上のように、判例や学説は、融資に際しての取締役の注意義務を、内部統制システムの構築とその十全な機能化を前提とし、その過程で融資回収に不安を与える状況がある場合にはそれを解決した上で融資決済をなすことが「厳格な注意義務」を履行したことになる、としている。

(3) 検討

上記の判例や学説に見られるように、銀行取締役の融資判断における注意義務違反の具体的な内容・方法は、内部統制システムが整備され、十全に機能していることを前提に論じられている。ここでは、まず第1に、このシステムが機能していない下での判断の誤りは注意義務違反となる。第2に、十全に機能している下では経営判断原則や信頼の原則が適用され、たとえ結果的に損害が発生しても取締役の注意義務違反は問われないことになる。第3に、十全に機能している下で疑問が発見されあるいは発見されるべきであった場合には、その解決が図られないままでの融資決済には注意義務違反があり、それを回避するためには、疑問の解決のために「厳格な注意義務」による融資回収策が講じられなければならない。上記第1と第2が一般的なケースであり、第3が例外的なケースとなる。

本判決は、健全な貸付先とは認められない者への追加融資にあたっては客観的な判断資料に基づく慎重な検討を要するとして厳格な注意義務の必要を示しており、「一応は」前記第3のケースに該当すると見てよい。すなわち本判決の事例では、Dの破綻的な経営状態や賭博的な経営姿勢は、内部統制システムが機能している限り、いずれかの過程で、あるいは最終的には融資会議や常務会において取締役により容易に発見できたはずである。そうであれば、追加融資の判断にあたってはその回収策が厳格な注意義務をもって検討されるべきであり、担保余力が、実地調査やその他の客観性を持つ地価の資料によって、さらには時間的制約をも排除してなされるべきであったといえる。したがってこれをなしていないYらに注意義務違反を認めた本判決は、正当であったといえる。

なお、上記に、「一応は」としたのは、認定事実からして、A内に内部統制システムが整備されかつ機能していたかの疑問すら生ずるからである。千葉支店副支店長による43億円余に上る当日他券過振処理が取締役には知らされていなかったこと、担保評価について融資会議で報告を行った取締役がEに地上げ途上の土地を更地評価するよう依頼していること、融資会議における議論も少なく全員一致の決議になっていることなどを見ると、内部統制システムとくに融資適正化確保システムの形骸化すら伺われる。そうすると、本事案は、第1のケースに該当する事案であったともいえる。

4. まとめ

銀行取締役の融資判断における注意義務につき、本判決は、その「程度」につき、会社全般の状況から評価してそれが融資に適さない会社の場合には、融資回収の確実性の判断に「厳格な注意義務」を要求し、その「内容・方法」を、融資回収に決定的に重要となる担保評価が、「時間的制約」をも排除した「客観的な資料に基づく慎重な判断」によるものであったかを詳細に検証した。

私見は、融資判断やその他の経営判断における銀行取締役の注意義務は、2つの場面に分けて構成されるべきであると考えたものであった。要約すると、その1は、業務ごとに特化された内部統制システムの整備とその十全な機能を前提として判断する場面であり、ここでは通常の注意義務が課される。その2

は、上記1の場面で融資に躊躇を覚える「疑問」が発見されあるいはされるべき場面であり、ここでは厳格な注意義務が課される。この2つの場面における注意義務を課される銀行取締役の注意義務は、他の事業会社に比し、厳しいものとなる。

本判決は、その構成において、および本件追加融資を「疑問」のある融資としてYらの担保余力の評価に「厳格な注意義務」を適用し、詳細に検討していることにおいて、私見と基本的には同様であり、したがって本判決に賛成する。

ただし、私見は、内部統制システムの整備とその十全な機能化を重視することによって、通常の場合における注意義務の遵守に制度的な確実性を与え、経営判断の失敗の抑制を期待する点で、本判決と異なっているともいえる。

以上の私見からすると、取締役の注意義務違反の判断にあたっては、会社の業種や規模に応じた内部統制システムが整備されているか否か、またそれが最終判断を担う取締役会あるいは融資会議に至る全過程で十全に機能しているかが重要な要素になる。

- 1) 札幌地裁平成14・7・25判決・判タ1131号232頁。
- 2) 札幌高裁平成17・3・25・資料版商事法務255号205頁。
- 3) 東京地判平成5.9.16判時1469号25頁・野村証券損失補填事件。
- 4) 前田＝松下＝伊藤「シンポジウム・金融機関の健全性維持及び破綻処理について」金融法研究13号（平9）52頁以下参照。
- 5) 大森編・注釈会社法4・443頁、神崎「銀行の取締役が融資の決定をする際の善管注意義務」金法1492号（平9）76頁以下。
- 6) 岩原「金融機関取締役の注意義務」落合誠一先生還暦記念「商事法への提言」173頁以下。
- 7) 前掲（注6）221頁。
- 8) 吉井「破綻金融機関をめぐる責任法制」平11・268頁。
- 9) 神吉「銀行取締役の注意義務」筑波法政28号・平14・97頁以下。なお、神吉教授は、本判決の検討をすでに本誌「龍谷法学」（41巻1号121頁以下）で詳細に行っており、判決の結論を妥当としている。それと共に、拓銀千葉支店副支店長による当日他券過振り処理（43億円超）を背任行為とし、また拓銀がそれを銀行貸付け債権としたことも背任行為とし、拓銀の内部管理体制の杜撰さを強く指摘する。
- 10) 名古屋地判平成9.1.20判タ946号108頁、札幌地判平成15・9・16判時1842号130頁。
- 11) 「拓殖銀行・ソフィア事件」判タ1158号196頁。

- 12) 前掲（注11）の判旨はすでに東京地判平成14・4・25（「日本長期信用銀行初島事件」判タ1098号84頁）においても示されている。この判決は、経営上の判断は諸事情を勘案した総合的判断であり取締役の裁量幅も広いとの一般論を示した上で、重疊的な手続きが整備されていればそれを信頼して判断してもよいが、取締役の知識、経験等からして、意思決定に躊躇を覚えるような不備・不足といった「特段の事情」がある場合には信頼の原則や経営判断原則の適用はなく、厳格な注意義務が必要であるとしている。
- 13) 前掲（注6）179頁以下。
- 14) 金法1475号114頁、判タ946号108頁。
- 15) 神崎「銀行の取締役が融資の決定をする際の善管注意義務」金法1492号78頁。
- 16) 同旨・東京地判平成14・4・25日本長期信用銀行事件・判時1793号140頁、判タ1098号84頁は、経営判断原則の適用を認めつつ、追加融資決済に際して情報収集・分析、検討が著しく不十分であったため回収可能性の乏しいプロジェクトに巨額の融資をした、として注意義務違反を認めた。

（以 上）